

学校再開後の出席停止基準及び臨時休業の目安

児童生徒等または教職員が陽性等と判明した場合の出席停止基準

陽性と判明	治癒した後、14日を経過するまで出席等を停止
濃厚接触者と判明	感染者との最終接触日を0日として14日間出席等を停止

臨時休業の目安

感染者が発生した場合、保健所により濃厚接触者が特定され、校内の消毒が完了するまでの間（1～3日程度）は、当該学校の全部または一部を臨時休業とする。

感染状況	臨時休業の対象
・学校内で感染者が発生し、濃厚接触者が学級または学年内に限定される場合	当該学級または学年
・学校内で感染者が複数名発生し、校内で感染した可能性がある場合	当該学校
・地域内の複数校において、複数名の感染者が発生した場合	地域内のすべての学校
・県の基準を超えて感染が拡がった場合	県内のすべての学校

※ 臨時休業の期間は、原則、最終感染者確認後14日間